

## 結婚後の新生活費用の一部を助成します

新婚世帯が町内で新たに生活を始めるための費用の一部を国や県の交付金を活用し、助成します。

※対象世帯、対象経費など詳細については、町ホームページにてご確認ください。

### 養老町結婚新生活支援事業費補助金

#### 【対象世帯】

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間に婚姻の届け出が受理された夫婦(ともに39歳以下であること)で、夫婦の令和4年分の所得を合算した金額が500万円未満の世帯

※令和5年度より、所得制限額を400万円未満から500万円未満に拡大しました。

#### 【対象経費】

婚姻に伴い、町内で新たに住居を取得(賃借)する費用、引越費用や取得する住宅のリフォーム費用など

#### 【助成額】

婚姻日における年齢が、夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円  
39歳以下の世帯 上限30万円

#### 【受付期間】

6月1日(木)から令和6年3月15日(金)まで

#### 【申請先】

申請書および必要書類を子ども課までご提出ください。

(様式は町ホームページからダウンロードできます)



結婚新生活支援事業について

問 子ども課 ☎32-5078

## 児童手当受給資格審査および資格消滅者などの新規申請受付について

### 受給資格審査

毎年6月以降に、町にて住民登録や前年の所得などの状況を確認し、児童手当を受給する資格があるか審査をします。

受給者のうち、下記の要件に当てはまる場合は現況届の提出が必要となります。提出が必要な場合には個別に案内を送付しますので、案内に記載の期日までに手続きをしてください。

#### 【現況届の提出が必要な人】

- 受給者と児童が別に居住している人
- 離婚協議中などで配偶者と別居している人
- 転入・未申告により所得審査ができない人
- その他、町から提出の案内があった人

受給資格審査の結果については、10月期支払前にお知らせします。

### 資格消滅者などの新規申請受付

これまで手当が支給されていなかった人で、令和4年分の所得が所得上限限度額を下回った人については、6月分以降の手当を受けるために、認定請求書などの提出が必要となります。

原則として、申請した月の翌月分の手当から支給開始となります。

ただし、特例措置として町民税課税通知書などを受け取った日の翌日から15日以内に申請があった場合に限り6月分からの児童手当を受けることができます。

詳しくは町ホームページをご確認ください。

問 子ども課 ☎32-5078

## 病児・病後児保育を実施しています

病児・病後児保育事業は、病気やケガで集団生活が難しく、保護者が勤務・疾病などにより家庭で保育が困難な児童を一時的にお預かりする制度です。3人以上のお子さんを扶養する世帯は補助金もありますので、ご利用ください。

※協定の締結により岐阜市、羽島市、海津市の施設が利用できます。

※利用には事前登録が必要です。詳しくは実施施設にお問い合わせください。

海津市 『こまの認定こども園』 ☎0584-55-0416

羽島市 『病児保育室かみなりくん』 ☎058-394-0112

岐阜市	福富医院『すずらん』	☎058-238-8555	河村病院『クララ』	☎058-241-3311
	小牧内科クリニック『ピノキオ』	☎058-215-0101	山田病院『ミッキー』	☎058-255-1221
	矢嶋小児科『うりぼう』	☎058-214-7077	操健康クリニック『パンダのしっぽ』	☎070-1683-3003
	世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なクリニック『セカモゲ』	☎058-216-3745		

問 子ども課 ☎32-5078